解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により平成二十六年十一月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十五日

秋田県大仙市角間川町字八幡前二八五番地の一　医療法人平野整形外科クリニック

清算人　平野　正史

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月十七日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十五日

東京都国立市谷保一九六六番地の一　国立市城山南土地区画整理組合

代表清算人　杉田　和男

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年十二月二日岐阜県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十五日

岐阜県土岐市土岐津町土岐口二一〇一番地　土岐市土地開発公社

代表清算人　小島　三明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十五日

滋賀県米原市志賀谷一四五三番地　正覚寺

清算人　東松　実性

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年十二月十六日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十五日

兵庫県高砂市荒井町千鳥一丁目一番一号　高砂市土地開発公社

清算人　冨田　康雄

配当公告

岐阜市三歳町五丁目一番地七　破産者　梅本株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十五年(フ)第四五八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金五一〇、九〇〇、二八三円

一、配当することのできる金額　金一四三、九七八、七八三円

平成二十七年一月十五日

岐阜市上竹町二一番地　破産管財人　幅　隆彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道留萌市本町二丁目一一番地、最後の住所北海道留萌市南町四丁目七三番地の四　被相続人　亡　田口　春美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十五日

北海道留萌市花園町二丁目二番一三号信和商事ビル二階四号室オロロンひまわり基金法律事務所　相続財産管理人　弁護士　成田　騎信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字平井七一〇番地、最後の住所茨城県鹿嶋市大字宮津台一九七番地一二　被相続人　亡　大滝　豊治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十五日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号カナザワビル五階　相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市本町二丁目六〇二七番地、最後の住所茨城県古河市中田新田八〇番地一　被相続人　亡　近藤　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十五日

茨城県古河市中央町二丁目三番五〇号いばらきＩＴ人材開発センタービル四階　相続財産管理人　弁護士　作井　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市月岡五五五番地、最後の住所新潟県新発田市月岡温泉五三一番地三　被相続人　亡　小林ナミ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十五日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地パンビル八〇一号室弁護士法人パンビル法律事務所　相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字曽地一六八五番地、最後の住所新潟県長岡市渡沢町五三番地特別養護老人ホーム岡南の郷　被相続人　亡　笹川　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十五日

新潟県柏崎市半田一丁目三番六号　相続財産管理人　柿崎　啓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市東中央通三二二四番地一

一、最後の住所長野県飯田市松尾常盤台五七番地一　被相続人　亡　中塚　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十五日

長野県飯田市鼎東鼎一三八番地三嶋屋ビル四階みなみ信州法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮下　将吾

第46期決算公告

平成27年1月15日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目10番5号

共和コンサルタント株式会社

代表取締役　小山　一裕

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	431,195
	固定資産	221,116
	資産合計	652,311
負債及び純資産の部	流動負債	324,581
	固定負債	109,738
	（法人税等引当金）	(6,411)
	株主資本	217,992
	資本金	170,000
	利益剰余金	98,892
	その他利益剰余金	98,892
	（うち当期純利益）	(4,670)
	自己株式	△50,900
	負債・純資産合計	652,311

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し九千万円とすることとし、減少額のうち二千九百十万円は資本準備金に振り替えることといたしました。

効力発生日は平成二十七年三月一日であり株主総会の決議は、平成二十六年十一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十七年一月十五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一〇番五号　共和コンサルタント株式会社

代表取締役　小山　一裕